

平成 30 年度

土師ダム周辺山林部売払二段階一般競争入札案内書

申込書提出期間

平成 31 年 2 月 13 日（水）から
平成 31 年 2 月 22 日（金）まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時を除く）（土・日・祝日を除く）

企画提案審査（第一段階入札）日

平成 31 年 3 月 6 日（水）

価格競争入札（第二段階入札）日

平成 31 年 3 月 22 日（金）

お問い合わせ

安芸高田市産業振興部商工観光課
（市役所本庁第 1 庁舎 2 階）

安芸高田市吉田町吉田 791 番地
TEL 0826-47-4024（直通）

安芸高田市

1 公募売却の趣旨

当該土地は、土師ダム周辺の山林である。旧八千代町において、土師ダム建設に伴う開発候補地として所有し、平成16年3月、高田郡6町の合併により、安芸高田市（以下「市」という。ただし、所在地等を示す場合を除く。）に引き継がれ、未利用普通財産として現在に至っており、将来的に市で利用する見込みがないため有効活用の方針を検討し、市有財産の有効活用と税外収入を確保するため、民間事業者へ売却することとした。

当該土地については、土師ダム周辺地で市の主要な観光資源としての環境状況を考慮し、観光振興や地域振興、そして地域活性化の向上に寄与することを期待し、民間事業者の創意工夫による意欲的な提案を受け、売却後の土地利用計画等を選定する二段階一般競争入札により売却する。

※二段階一般競争入札の概要

【企画提案書の作成及び提出】

入札参加希望者は、当該地利用に関する計画をまとめた企画提案書を作成し、入札参加申込書とあわせて提出すること。

【審査及び入札】

審査及び入札は、二段階で行う。

第一段階においては、提出された企画提案書等について、土師ダム周辺山林部売払企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）が審査する。

第二段階においては、市が、第一段階の審査結果に基づき審査通過者を決定の上、審査通過者を対象とした価格競争入札を行う。

【土師ダム周辺山林部売払企画提案審査委員会】

土師ダム周辺山林部売払企画提案審査委員会設置要項により設置された機関として、土師ダム周辺山林部売払企画提案審査に関する企画提案を審査する。

2 売却条件

(1) 予定価格（最低売却価格）

2,079,000 円

(2) 売却物件について

売却物件は現状有姿のまま買受者に売却する。

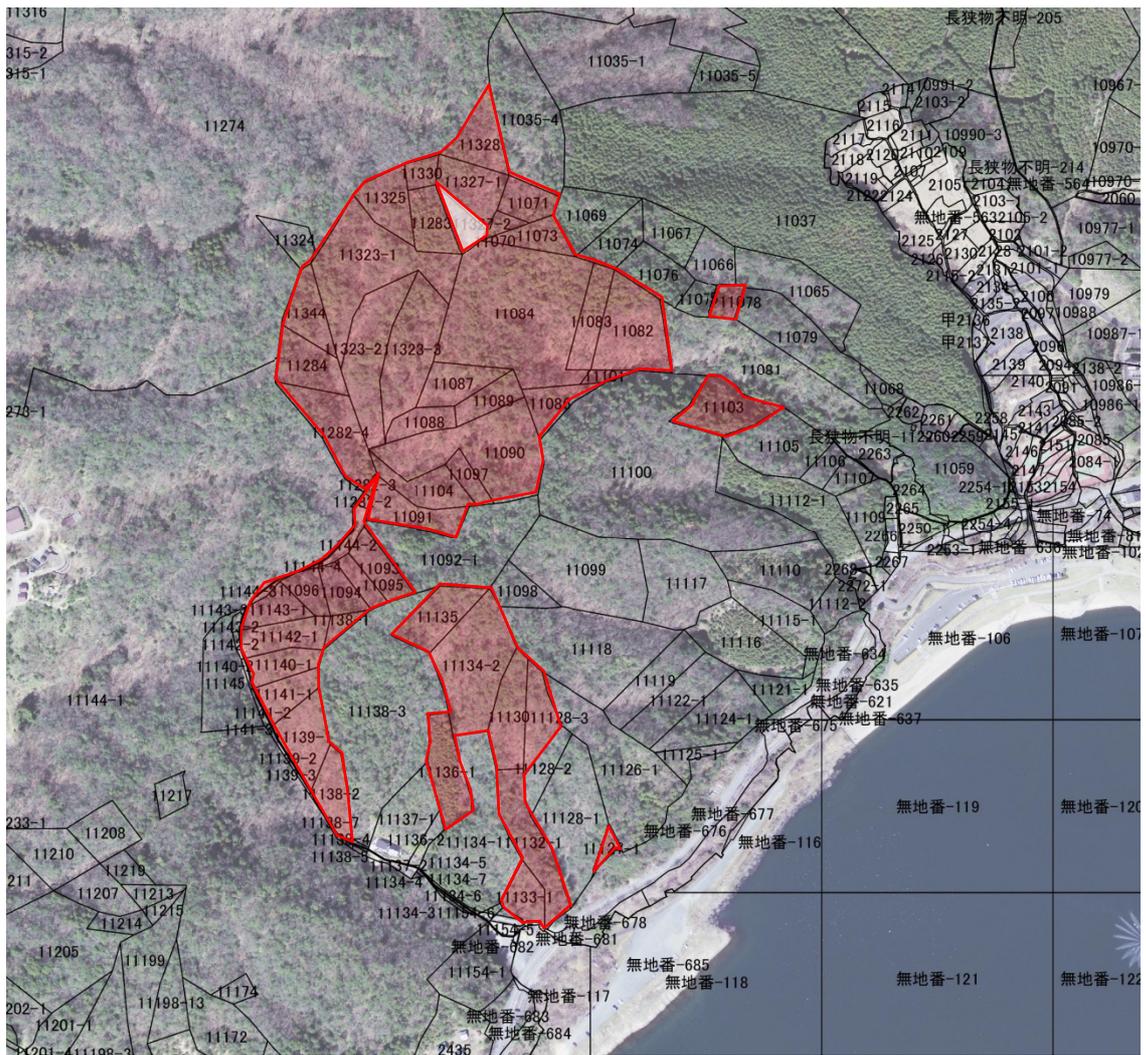
(3) 売却物件（土地）の概要

番号	所在	地目	地籍
1	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11070	山林	418 m ²
2	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11071	山林	1,827 m ²
3	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11073	山林	1,328 m ²
4	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11078	山林	634 m ²
5	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11082	山林	4,136 m ²
6	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11083	山林	1,866 m ²
7	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11084	山林	12,732 m ²
8	安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11086	山林	1,412 m ²
9	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11087	山林	1,901 m ²
10	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11088	山林	1,185 m ²
11	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11089	山林	1,321 m ²
12	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11090	山林	6,767 m ²
13	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11091	山林	2,097 m ²
14	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11093	山林	1,541 m ²
15	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11094	山林	1,139 m ²
16	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11095	山林	799 m ²
17	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11096	山林	997 m ²
18	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11097	山林	797 m ²
19	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11101	山林	338 m ²
20	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11103	山林	2,584 m ²
21	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11104	山林	1,943 m ²
22	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11127-1	山林	338 m ²
23	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11128-3	山林	1,761 m ²
24	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11130	山林	2,538 m ²
25	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11132-1	山林	3,219 m ²
26	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11133-1	山林	1,311 m ²
27	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11134-2	山林	5,565 m ²
28	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11135	山林	2,304 m ²
29	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11136-1	山林	2,393 m ²
30	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11138-1	山林	488 m ²
31	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11138-2	山林	1,670 m ²
32	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11139-1	山林	2,328 m ²
33	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11140-1	山林	1,458 m ²
34	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11141-1	山林	1,431 m ²
35	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11142-1	山林	1,869 m ²
36	安芸高田市八千代町土師字円通寺 11143-1	山林	1,342 m ²
37	安芸高田市八千代町土師字大迫 11144-2	山林	556 m ²
38	安芸高田市八千代町土師字大迫 11144-3	山林	125 m ²
39	安芸高田市八千代町土師字大迫 11282-2	山林	97 m ²
40	安芸高田市八千代町土師字大迫 11282-4	山林	3,341 m ²
41	安芸高田市八千代町土師字大迫 11283	山林	1,912 m ²
42	安芸高田市八千代町土師字大迫 11284	山林	2,251 m ²
43	安芸高田市八千代町土師字大迫 11323-1	山林	6,992 m ²
44	安芸高田市八千代町土師字大迫 11323-2	山林	4,387 m ²
45	安芸高田市八千代町土師字大迫 11323-3	山林	4,469 m ²
46	安芸高田市八千代町土師字大迫 11325	山林	2,029 m ²
47	安芸高田市八千代町土師字大迫 11327-1	山林	2,291 m ²
48	安芸高田市八千代町土師字大迫 11328	山林	2,081 m ²
49	安芸高田市八千代町土師字大迫 11330	山林	242 m ²
50	安芸高田市八千代町土師字大迫 11344	山林	1,856 m ²
計			110,406 m ²

※詳細は関係資料（位置図等）を参考にすること。なお、物件概要は、応募者が物件の概要を把握するための参考資料なので、応募者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行うこと。

位置図

(広島県安芸高田市八千代町土師字天ノ岩 11070 番 他 49 筆)



3 入札参加申込みから所有権移転までの流れ

【公示日】

公示日；平成31年1月23日（水）※公示は、ホームページで公開する。



【事前審査企画提案書提出期間】

平成31年2月13日（水） 午前8時30分～平成31年2月22日（金） 午後5時まで
に安芸高田市産業振興部商工観光課へ直接持参もしくは郵送（期日までに必着）にて提出
する。



【入札参加資格の確認】※ 第一段階入札

企画提案書等による事前審査及び事前審査会の実施 **平成31年3月6日（水）**



【事前審査結果通知】

平成31年3月11日（月） までに第一段階入札結果の通知を郵送にて送付する。
また、入札には、入札金額の5%以上が必要となるので準備すること。



【価格競争入札】※ 第二段階入札

平成31年3月22日（金） 入札場所：安芸高田市役所第1庁舎2階 会議室211にて
入札を実施する。



【契約締結】

平成31年3月26日（火） をもって契約締結となる。

契約締結時に売買代金の10%以上の契約保証金が必要となる。なお、契約保証金は売買代
金の一部に充当する。入札保証金は契約保証金に振り替えることもできる。

売買代金の支払期限：平成31年4月24日（水）午後3時まで



【所有権移転】

売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡す。なお、所有権の移転登記
は、物件の引き渡し後に市が行う。

4 入札参加者の資格等

次の要件を満たしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人とする。

(1) 入札の参加条件

- ア 土地取得後 3 年以内に企画提案内容の事業に着手するものとし、建設を伴うに場合は、交通安全対策、公害防止等について事前に事業用地周辺住民と協議の場を持ちコンセンサスを図ること。
- イ 次の事項に該当している者は、入札に参加できない。
 - (ア) 成人被後見人及び被保佐人
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の営業に供しようとする者。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に該当する者。（法人の役員が該当する場合も含む。）
 - (エ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員。（法人の役員が該当する場合も含む。）
 - (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者。
 - (カ) 売払地を公序良俗に反する目的に使用しようとする者。
 - (キ) 市税及び市使用料又は法人税を滞納している者。
 - (ク) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する者。
 - (ケ) ア～クに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者。
 - (コ) ア～クに該当する者のほか、市長が不相当と認めた者。
- (※ 受付期間内に入札参加申込みの手続きを済まされた者以外は、入札に参加できない。)

(2) 共同での入札参加の禁止

本件入札に関して、共同で参加し買い受けることはできない。

(3) 複数提案の禁止

入札参加者は 1 つの企画提案書のみ提出することとし、複数の企画提案書を提出した場合には、すべての企画提案書を無効とし、本件にかかる以後の手続きへの参加は認められない。

5 契約上の主な特約

売払物件の売買契約には、次の特約を付すので、これらの定めに従うこと。

(1) 用途の制限等

- ア 市の事前審査を通過した企画提案書の内容に基づいて事業を実施しなければならない。ただし、経済環境の変化等、やむを得ない事情により企画提案書に基づく事業に変更が生じる場合は、事前に安芸高田市と協議し、了解を得なければならない。また事業が完了し

たときは、直ちに市に通知することとし、また、建設に際しては、交通安全対策、公害防止等について事前に事業用地周辺住民と協議の場を持ちコンセンサスを図ること。

イ 雇用を伴う場合は安芸高田市民を優先すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の営業に供し、また、これらの用に供することを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に指定する暴力団の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供することを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供し、また、これらの用に供することを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

（2）実地調査

上記（1）の内容に関し、市は土地の利用状況について実地調査を行い、必要に応じて参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることがある。

実地調査の際には、買受者は協力すること。

（3）違約金

ア 買受者が上記（1）の条件に違反した場合は、売払代金の **100 分の 30 の違約金**を本市に支払わなければならない。

イ 買受者が上記（2）の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告や資料の提出を怠った場合は売払代金の **100 分の 10 の違約金**を本市に支払わなければならない。

（4）かし担保

買受者は、売買物件の売買契約締結後、売買物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵（土壌汚染、地盤沈下、地下埋設等の隠れた瑕疵）のあることを発見しても売買代金の返還若しくは減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（5）相隣関係

買受者は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。この場合、買受者は、市に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

6 入札参加申込みの方法等

（1）申込方法

本件入札参加を希望する者は、市の指定する書類を次のとおり提出すること。

提出にあたっては、受付期間内に安芸高田市産業振興部商工観光課へ直接持参もしくは郵送（期日までに必着）で受付とするものとする。

- | | |
|-------|---|
| ○受付期間 | 平成 31 年 2 月 13 日（水）～平成 31 年 2 月 22 日（金）
午前 8 時 30 分～午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）
※閉庁日（土曜、日曜、祝日）は受付を行わない。 |
| ○受付場所 | 安芸高田市役所産業振興部商工観光課（本庁第 1 庁舎 2 階）
安芸高田市吉田町吉田 791 番地
電 話 0826-47-4024 |

(2) 申込みに必要な書類

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ア 入札参加申込書（様式第 3 号） | 1 部 |
| イ 企画提案書 | 10 部 |
| ウ 誓約書（様式第 4 号） | 1 部 |
| ウ 個人の場合
印鑑登録証明書、身分証明書、納税証明書 | 各 1 部 |
| エ 法人の場合
現在事項全部証明書、印鑑証明書、法人税の納税証明書 | 各 1 部 |

※いずれも発行後 3 ヶ月以内のものに限る。

(3) 申込みにあたっての留意事項

- ア 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行う。
- イ 入札参加資格確認のため、提出された書類の情報を警察機関へ照会する。
- ウ 使用できる印鑑は印鑑登録されている印鑑（実印）とする。

(4) 現地見学は実施しない

(5) 質疑書

企画提案書事前審査について質疑のある者は、次のとおり別紙「入札案内書に関する質疑書」（以下「質疑書」という。）を提出すること。

- | | |
|------|--|
| 受付期間 | 平成 31 年 1 月 23 日（水）から 平成 31 年 2 月 8 日（金）まで |
| 提出方法 | 質疑書を作成し、安芸高田市産業振興部商工観光課へ直接持参又は、
メールで提出すること。
メール shokan@city.akitakata.jp |
| 回答方法 | 平成 31 年 2 月 12 日（火）までに質疑者へ郵送又はメールにて回答を行う。 |

(6) 企画提案書の事前審査結果通知

審査結果については、全参加者に事前審査通過・不通過を平成 31 年 3 月 11 日（月）までに文書により通知する。

7 企画提案書の内容

(1) 資力に関する提出書類

内訳	記載内容、留意点
①資力 ・決算報告関係書類の 写し ・個人資産に関する書類	・法人の場合には、直近の貸借対照表並びに損益計算書。 ・個人の場合には、預金残高証明書、名寄帳。

(2) 企画提案等に関する提出書類

内訳	記載内容、留意点
①実績 ・事業実績書等	・当該土地の事業計画と類似する実績があれば概要を記載
②事業コンセプト (森林保全) ・事業コンセプト	・当該土地の開発や利用を行う上での考え方や主旨を記載する。 ・森林資源の活用やまちづくり及び地域経済の活性化、人口増への波及効果、その他の配慮事項や利用にあたって留意する点等をできるだけ簡潔に記載する。
③事業計画 ・事業計画書等 ・配置図、平面図、 立面図、パース図等	・当該土地の事業計画の概要を記載する。 ・図面類は、事業内容が大筋理解できる程度のもので、左欄に示す全ての図面類を提出する必要は無い。
④事業スケジュール ・事業スケジュール	・事業計画が大筋理解できる、年度単位のスケジュール程度。

8 提出した企画提案書に係る留意点

(1) 提案の条件

提案は次の要件を満たす内容とすること。

- (ア) 募集の趣旨に合致するものであること。
- (イ) 地域振興や地域活性化の向上が期待できるものであること。
- (ウ) 具体的な計画を伴った実現可能なものであること。
- (エ) 建築及び開発に関する法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守した計画であること。
- (オ) 地域の景観に配慮した計画であること。
- (カ) 宗教活動や政治活動を目的とした計画でないこと。
- (キ) 公益を害するおそれのある計画でないこと。
- (ク) 騒音や振動等、近隣住民の迷惑とならないこと。

(2) 提出書類の返還及び作成費用

提出された企画提案書及び入札参加申込書等は返還しない。また、企画提案書の作成に要する経費については、すべて参加者の負担とする。

(3) 著作権

企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、市が必要と認めた時は、企画提案書の内容を市が無償で使用することができるものとする。

9 企画提案審査要領（第一段階）

(1) 審査方法等

提出された企画提案書の書類審査及び事前審査会における書類審査を行い、100点満点で合計得点60点以上と認められた者を通過者とし決定する。

(2) 企画提案書の事前確認

提出された資料を確認し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。また、受付期間での資料の追加については、事前連絡の上行うこと。

(3) 審査項目等

別表のとおりとする。

(4) 審査結果通知

審査結果は審査通過者・不通過者ともに事前審査結果通知書を通知し行う。

審査通過者には結果通知書とともに、入札保証金納入書・入札受領書（様式第8号）、及び、入札書（様式第9号）を送付する。

別表：審査項目及び審査基準

※審査委員会が当該表を標準としながら、詳細の審査を行う。

※審査委員会の意見を踏まえた上で必要な場合は、審査委員会が必要と認める審査項目等を設定。

別表

審査項目		審査基準	係数	配点	合計	審査対象
1 事業 実施 能力	(1) 資力	・収益や資産、資本等からみて当該土地を取得し事業を実施するために十分な資力を有しているか 等	3	5	15	財務諸表、名寄帳、預金残高証明書
	(2) 実績	・実績の内容や役割から見て、当該土地の利用や開発を実行できる経験等を兼ね備えているか 等	3	5	15	事業実績
2 事業 計画 等	(1) 事業コンセプト (森林保全)	・森林保全のノウハウや知見を企画提案に生かしているか ・森林資源の活用や地域経済・まちづくりの活性化等が見込まれているか 等	5	5	25	事業コンセプト
	(2) 事業計画	・法令への適合 ・提案された施設や土地利用が開発条件を満たしているか ・環境、景観など具体的に配慮した計画となっているか ・提案された開発手法の実現性はあるか ・提案された開発手法は関連する法や条例等からみて条件を満たしているか 等	5	5	25	事業計画及び配置図等
	(3) 事業スケジュール	・許認可手続きやアセスメント(必要な場合)設計、工事等着手等までに要する手順及び個々の期間に不備はないか ・同種の開発規模、内容からみて期間は適切であるか 等	4	5	20	事業スケジュール
合計					100	

評価区分及び配点		審査通過基準
特に優れている	5点	合計得点60点以上
優れている	4点	
普通	3点	
やや劣る	2点	
劣る	1点	
著しく劣る	0点	

10 入札及び開札（第二段階）

（1）入札日時等

- 入札日 平成31年3月22日（金）
- 入札時間 午前10時から
- 開札時間 入札締切り後即時
- 入札会場 安芸高田市役所 本庁第1庁舎2階 211会議室
- 持参書類
 - ・事前審査結果通過通知書（様式7号）
 - ・入札保証金納入書・入札保証金受領書（様式第8号）
 - ・入札書（様式第9号）（記名・押印すること。）
 - ・委任状（様式第10号）（入札に関する権限を委任する場合）

（2）入札方法等

ア 入札保証金の納付等

- （ア） 入札者は、各自が見積もる金額の**100分の5以上の入札保証金**を、本市が発行する入札保証金納入書（様式第8号）により、入札開始までに納めなければならない。
- （イ） 落札者以外が納付した入札保証金は、落札者が決定後、直ちに入札の場所で、入札保証金領収書と引換えに還付します。
- （ウ） 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に振り替えることができる。
また、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当することができる。
- （エ） 入札保証金を契約保証金に振り替える場合には、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を契約の締結と同時に納付しなければならない。
- （オ） 入札保証金は、その受入期間について利息を付けない。
- （カ） 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は本市に帰属する。

イ 入札方法等

- （ア） 入札への参加人数は1者につき、3名までとする。
- （イ） 入札者は、入札書に必要事項を記載した上で、入札執行者の指示に従って入札書を所定の入札箱へ投入すること。
- （ウ） 入札は、代理人に行わせることができる。この場合には、当該代理人として、委任状（様式第10号）を提出すること。

ウ 入札金額の表示

入札金額は、物件の価格の総額を表示すること。

エ 入札書の書換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書換え、差し替え、撤回をすることができない。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- （ア） 安芸高田市財務規則第92条第1項各号に規定する事項に違反した入札。
- （イ） 申込書（入札参加者が代理人である場合は、委任状を添付すること）を提出していない者の入札

- (ウ) 入札書に記載した金額が訂正してある入札
- (エ) 入札に当たり他人への脅迫その他不正の行為があった者の入札
- (オ) 第3条に規定する公示又はこの要領に違反した入札
- (カ) 酒気をおびて入場した者の入札
- (キ) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (ク) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (ケ) 第3条の規定により公示した事項で、特に指定した事項に違反した入札
- (コ) 事前審査結果通過通知を受けていないもの（入札参加者が代理人である場合は、委任状の提出があったもの）

(3) 落札者の決定

- ア 落札者は、市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、くじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札に関係のない市職員にくじを引かせる。

(4) 再度入札

最低売却価格を開示しているため、再度の入札は実施しない。

(5) 入札結果の通知

- ア 開札した場合に、落札者があるときには、その者の法人名及び落札金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。
- イ 落札者には、二段階一般競争入札落札決定通知書を交付する。

1 1 売買契約の締結等

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙など契約に必要な一切の費用は、買受者の負担とする。

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の日に契約金額の **100 分の 10 以上の契約保証金**を本市が発行する納入通知書により納付しなければならない。
- (2) 落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたとき（落札者が支払期限までに売買代金を支払わない場合等）は、契約保証金は、本市に帰属する。

1 3 売買代金の支払い方法

- (1) 契約保証金を除いた売買代金は、**平成 31 年 4 月 24 日（水）午後 3 時まで**に本市が発行する納入通知書により支払うこと。

- (2) この場合、契約締結時に納付した契約保証金は売買代金の一部に充当する。

1 4 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡す。
(※物件は、現状有姿のまま引き渡す。)
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後本市が行う。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税など必要な一切の費用は、買受者の負担とする。

1 5 契約内容の公表等

- (1) 市は落札者決定後、企画提案審査の結果及び契約内容を市のホームページ等で公表する。
なお公表する項目は次のとおりする。
- (2) 当該財産の所在地
- (3) 企画提案書の提出者数
- (4) 落札者名
- (5) 落札者の提案概要

1 6 注意事項

- (1) プロポーザル及び契約締結のために提出された書類等に記載された個人情報、当該事務にのみ使用し、その他の目的には使用しません。ただし、プロポーザル参加資格及び契約資格確認のため、警察機関へ情報提供することがあります。
- (2) 現地を確認するときには、周辺の迷惑とならないように十分留意すること。
- (3) 市や監督官庁への申請・届出、その他必要な一切の手続きは、買受者の責任において行ってください。
- (4) 事業の実施にあたっては、計画等の近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応することはもとより、紛争等が生じた場合は、買受者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとします。
- (5) 買受者は、当該地の周辺住民や地元振興会と良好な関係の保持に努めてください。

平成 年 月 日

参加申込説明書に関する質疑書

土師ダム周辺山林部売払二段階一般競争入札参加申込説明書について、質疑事項を提出します。

氏名(法人名)	
所在地	
代表者氏名	印

担当者			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

質問事項

--

※複数の質問を1枚の用紙に記入することができますが、簡潔にまとめてください。

※提出は持参、又は郵送でお願いします。(郵送の場合は、平成31年1月31日までに必着のこと。)

※参加申込説明書の該当するページを記入してください。